

# 兵庫県公報

平成24年3月22日 木曜日 第2号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

人事委員会規則	ページ
○ 職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 .....	1

## 公布された法令のあらまし

- 職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会規則第2号）  
警察職員の管理職手当について、所要の整備を行うこととした。

## 人事委員会規則

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成24年3月22日

兵庫県人事委員会  
委員長 中瀬 憲一

### 兵庫県人事委員会規則第2号

#### 職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の管理職手当に関する規則（昭和37年兵庫県人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1警察本部の款3種の目中第13号を次のように改める。

- (13) 警察署の副署長（生田、兵庫、西宮、尼崎南、明石、加古川及び姫路警察署の副署長に限る。）

別表第1警察本部の款4種の目中第3号を次のように改める。

- (3) 警察署の副署長（東灘、灘、葺合、長田、須磨、垂水、神戸西、甲子園、尼崎東、尼崎北、伊丹、川西、宝塚及び飾磨警察署の副署長に限る。）

別表第1警察本部の款5種の目中第11号を次のように改める。

- (11) 警察署の副署長（東灘、灘、葺合、生田、兵庫、長田、須磨、垂水、神戸西、西宮、甲子園、尼崎南、尼崎東、尼崎北、伊丹、川西、宝塚、明石、加古川、姫路及び飾磨警察署の副署長を除く。）

#### 附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。